

APEC アーキテクト日本・ニュージーランド

二国間相互受入れ覚書の締結について

平成 21 年 7 月 27 日

日本 APEC アーキテクト・プロジェクト・モニタリング委員会

7 月 14 日付で、日本・ニュージーランド間のアーキテクト資格の相互受入れに関する覚書、「APEC アーキテクト日本・ニュージーランド二国間相互受入れ覚書」が締結*されました。

この覚書は、日本、ニュージーランドを含む 14 カ国が参画している「APEC アーキテクト・プロジェクト」の一環として日本が締結する二番目の相互受入れ覚書等となります（昨年、オーストラリアと日本との間で締結したものが最初）。

今回の覚書締結により、今後、日本とニュージーランド両国の APEC アーキテクトが、相手国のアーキテクト（日本においては建築士）資格を取得し、登録を行うための審査等が合理化されることとなります。

*署名者

日本側：国土交通省 和泉洋人 住宅局長、日本 APEC アーキテクト・モニタリング委員会 榎 文彦 委員長
ニュージーランド側：ニュージーランド登録アーキテクト委員会（NZRAB）及びニュージーランド APEC アーキテクト・モニタリング委員会 ロン ビネンバーク 会長、ゴードン・ホールデン 理事

- **APEC アーキテクト・プロジェクト**は、一定の資格実務経験等を有するアーキテクトに対し、APEC 域内での共通の称号を与え、その登録を統一的な基準のもとに行うものです。APEC 域内でのアーキテクトの流動化を促進し、アーキテクトの国際的な活躍を支援することを目的としています。
- APEC アーキテクト・プロジェクト参加国は、資格相互受入れのための二国間協議を行い、**覚書等の締結に至った国の間で、資格相互受入れが実際に行われること**となります。（両国の APEC アーキテクトは通常の試験等と異なり、合理化された審査手順により相手国でのアーキテクト資格取得・登録等を行うこととなります。）
- **日本における「APEC アーキテクト」登録の条件**は、「大学卒業またはこれと同等以上の学歴を有すること」、「一級建築士であること」、「資格取得前および取得後において一定の実務経験を有すること」となっています。日本では 2005（平成 17 年）から当モニタリング委員会において審査・登録を開始しており、現在 415 名が登録しています。
- 今回の覚書の締結により、日本の APEC アーキテクトは、ニュージーランドに特有の技術的事項、法的事項について行われる**面接審査に通れば**、通常の試験を受けることなく、ニュージーランド国内において、アーキテクトとして登録することが可能となります。

問合せ先

日本 APEC アーキテクト・プロジェクト・モニタリング委員会 事務局
(財) 建築技術教育普及センター 企画部 国際課長 森 正志 向野 亜希子
代表 03-5524-3105